

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB建設労働組合C支部（一人親方団体）に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、労働基準局長（当時）から承認を受けていた者である。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、市内の建物新築工事に従事していたところ、脚立に乗って足場板を片付けようとした際、バランスを崩し、右肩を負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月〇日、D医院に受診し「右肩腱板断裂」と診断され、同月〇日、E病院に受診し「右肩腱板損傷、右外傷性肩関節周囲炎」の傷病名で療養した。
- 3 本件は、請求人が、同傷病により労働することができないとして休業補償給付を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月〇日以降の期間については全部労働不能と認められないとして、同期間分を減じて支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に対し、平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しないとする監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法の特別加入者の休業補償給付は、決定書別紙(略)記載のとおり、所得喪失の有無にかかわらず、「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であること」が支給要件であるから、特別加入者として労災保険の対象と認められる範囲の業務又は作業の一部でも従事できる状態であれば、全部労働不能には当たらないこととなる。

(2) 請求人が提出している特別加入に関する変更届の業務又は作業の具体的内容について、「左官」と記載されているところ、F医師は平成〇年〇月〇日審査官受付の意見書において、要旨「平成〇年〇月〇日以降、可動域訓練を行っているが、右肩運動障害著明、握力減弱、右上肢を使用する業務は相当制限される。右上肢を使用しなくてもよい業務はおおむね可能。現場の下見、打合せ等はほぼ可能。」と述べている。また、請求人の意見書及び公開審理における申述によっても、同日以降、事務的な作業及び自動車の運転は可能であったものと認められる。

以上の状況からみると、請求人は、同日以降、右上肢に負荷がかかる業務に従事することは困難であるとしても、少なくとも右上肢に負荷がかからない業務であれば就労は可能な状態であったと認められる。

そうすると、当審査会としても、請求人は平成〇年〇月〇日以降の期間については、上記特別加入に係る事業のためにする行為及びこれに付帯する行為について一部の制限は認められるものの、全てが不可能であったとみることはできず、「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について、全部労働不能

であること」には該当しないものと判断する。

(3) なお、請求人は、通達を根拠とした本件判断は誤りである旨主張するが、当審査会としては、労災保険法の特別加入制度の趣旨を勘案すると、特別加入者の休業補償給付の支給事由について、全部労働不能であることを要するとする昭和40年11月1日付け基発第1454号労働省（現厚生労働省）労働基準局長通達の取扱いは妥当なものとして判断することから、請求人の主張を採用することはできない。

このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。